平成２３年３月１５日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年３月１５日
（２）事業者の氏名又は名称	中丸産業運輸株式会社　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）神奈川県横浜市鶴見区朝日町１丁目５８番地 （営業所）神奈川県横浜市鶴見区朝日町１丁目５８番地
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（５０日車）
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２８条の２　他３件
（６）違反行為の概要	平成２１年１０月３０日に監査を実施したところ、運行指示書を作成していなかったこと、他３件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　５点 当該事業者の累積点数　５点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）

平成２３年３月１５日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年３月１５日
（２）事業者の氏名又は名称	市川交通株式会社　本社営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）神奈川県平塚市平塚２－６－１８ （営業所）神奈川県平塚市中堂 １３番２９号１０２
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（１１５日車） 輸送の安全確保命令
（５）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２４条　他１１件
（６）違反行為の概要	平成２１年１２月８日に監査を実施したところ、点呼の実施及び実施結果の記録が不適切であったこと、他１１件の違反が判明したもの
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　１２点 当該事業者の累積点数　１２点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）

平成２３年3月１５日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（1）行政処分等の年月日	平成２３年3月１５日
（2）事業者の氏名又は名称	有限会社スプリングス観光　本社営業所
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市都筑区池辺町４０３４番地１ (営業所) 神奈川県横浜市都筑区池辺町４０３４番地１
（4）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　１０日車
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２８条の２第１項　他３件
（6）違反行為の概要	平成２２年２月２４日に監査を実施したところ、運行指示書について定められた事項が記載されていないものがあったこと、他３件の違反が判明したもの
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　１点 当該事業者の累積点数　１点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年3月１５日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（1）行政処分等の年月日	平成２３年３月１５日
（2）事業者の氏名又は名称	つばさ観光バス株式会社　　本社営業所
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県蓮田市大字井沼４７８番地１号 (営業所) 埼玉県蓮田市大字井沼４７８番地１号
（4）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　５０日車
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２１条第５項　他５件
（6）違反行為の概要	平成２２年１月２７日に監査を実施したところ、運転者の健康状態を把握していなかったこと、他５件の違反が判明したもの
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　５点 当該事業者の累積点数　５点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年3月１５日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（1）行政処分等の年月日	平成２３年3月１５日
（2）事業者の氏名又は名称	有限会社 國伸運輸　　本社営業所
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県南アルプス市有野３７２０－１ (営業所) 山梨県南アルプス市有野３７２０－１
（4）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　４０日車
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２１条第１項　他２件
（6）違反行為の概要	平成２２年3月１５日に監査を実施したところ、運転者の過労防止に関する措置が、不適切であったこと、他２件の違反が判明したもの
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　４点 当該事業者の累積点数　４点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年3月１７日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（1）行政処分等の年月日	平成２３年３月１７日
（2）事業者の氏名又は名称	有限会社　オフィスジャム　　第一営業所
（3）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区上祖師谷３－１８－１９ (営業所) 東京都世田谷区祖師谷６－３１－１７ プラムガーデンA２０１
（4）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止　　２０日車
（5）主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則 第２１条第５項　他１件
（6）違反行為の概要	平成２２年４月２７日に監査を実施したところ、運転者の健康状態を把握していなかったこと、他１件の違反が判明したもの
（7）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　　２点 当該事業者の累積点数　　２点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分の基準について２．（４）但し書き参照)

平成２３年３月１７日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

（１）行政処分等の年月日	平成２３年３月１７日
（２）事業者の氏名又は名称	有限会社ふじ自動車　東京営業所
（３）事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	（事業者）埼玉県川口市芝２－２９－１５ （営業所）東京都板橋区赤塚５－２９
（４）行政処分等の内容	輸送施設の使用停止（２２０日車）
（５）主な違反の条項	道路運送法第２０条　　他１４件
（６）違反行為の概要	平成２１年１２月１日に監査を実施したところ、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する運送を行っていたこと、他１４件の違反が判明したもの 。
（７）違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数　２２点 当該事業者の累積点数　２２点

注　違反点数については過去３年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。（一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について２．（４）但し書き参照）